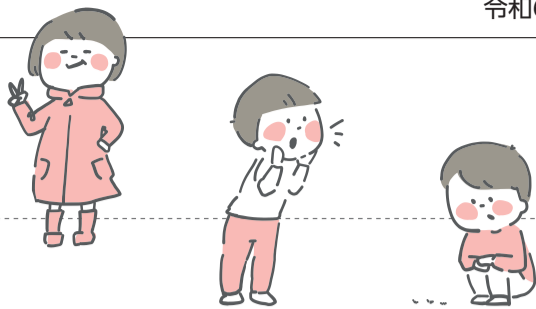


お知らせ

児童手当・児童育成手当



児童手当

子どもが健やかに育つことを目的に、受給資格に該当する養育者へ手当を支給します。申請月の翌月分からが手当の支給対象です。

受給中のかたで、現況届の提出が必要なかたには6月上旬に案内を送付しますので、6月中に手続きをしてください。

詳細は区☎(コード①)をご覧ください。

受給資格

中学校修了(平成21年4月2日以降生まれ)までの子どもの養育者(所得制限あり)

手当額(現行制度)

対象	手当額(子ども1人当たり月額)	備考
3歳未満(3歳の誕生日分まで)	15,000円	所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合
3歳~小学校終了前	第1・2子※	一律5,000円
	第3子以降※	15,000円
中学生	10,000円	所得上限限度額以上の場合は支給なし

※高校生以下の子どもから第1子と数える

このようなときには手続きを(★公務員の場合は勤務先で手続き)

- ①子どもが生まれた
出生の翌日から15日以内に、生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください。
- ②生計中心者の5年中的所得が所得上限限度額未満になった
5月中に生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください。
- ③子どものみが区外に転出する
- ④受取口座を変更したい(受給者名義の口座のみ)
- ⑤受給者が公務員になった、公務員でなくなった
勤務先と住所地の両方で手続きをしてください。手続きが遅れると、返還金や手当を受給できない期間が生じる場合があります。
- ⑥子どもが里親に養育されるようになった、施設に入所・退所した

10月分の手当から予定されている、所得制限撤廃、支給対象年齢の延長などを含む制度改正については、詳細が決まり次第、区☎などでお知らせします。

☎子育て支援課手当・医療係
(☎5722-9162、☎5722-9328)

児童育成手当

ひとり親などで子どもを扶養しているかたや障害がある子どもを養育しているかたに対し、手当を支給します。要件に該当するかたは、子育て支援課に相談し、来庁の上、申請の手続きをしてください。申請月の翌月分からが手当の支給対象です。

受給中のかたには、現況届を6月上旬に送付しますので、6月中に手続きをしてください。

所得制限額など詳細は、区☎(コード②)をご覧ください。

育成手当

受給資格 次の①②いずれかに該当する高校生(18歳に到達した日以後の最初の3月31日まで)までの子どもの養育者(所得制限あり)

- ①父母が離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある(父または母が事実上の婚姻関係にあるときを除く)
- ②父または母に重度の障害がある

手当額 子ども1人当たり月額13,500円

障害手当

受給資格 心身に中度以上の障害がある20歳未満の子どもの養育者(所得制限あり)

手当額 子ども1人当たり月額15,500円

☎子育て支援課手当・医療係
(☎5722-9645、☎5722-9328)



お知らせ

ランランひろばを実施しています



ランランひろばは、放課後や夏休みに、小学校の校庭や体育館、特別教室などを活用し、専任の運営委員の見守りの中で、子どもが過ごすことができる放課後の居場所です。今年度は、新たに6校が加わり、計21校で実施しています。

利用には、事前登録が必要です。主に実施小学校の児童(1~6年生)が対象ですが、実施地域の幼児、国立・私立小学校の児童も利用登録をすることができます。利用方法など詳細は、区☎(コード③)をご覧ください。



名称	問い合わせ
八雲小ランランひろば	☎3718-2025
菅刈小ランランひろば	☎3780-7822
下目黒小ランランひろば	☎3491-1055
* 碑小ランランひろば	☎3710-2600
中目黒小ランランひろば	☎3760-1228
* 油面小ランランひろば	☎3710-0055
* 大岡山小ランランひろば	☎3724-9130
烏森小ランランひろば	☎5722-1510
向原小ランランひろば	☎3711-7741
* 五本木小ランランひろば	☎3760-0300
鷹番小ランランひろば	☎3711-2720

名称	問い合わせ
* 田道小ランランひろば	☎3760-3210
月光原小ランランひろば	☎3712-9007
駒場小ランランひろば	☎3467-2810
原町小ランランひろば	☎3713-5801
不動小ランランひろば	☎5722-0515
上目黒小ランランひろば	☎3719-5055
東根小ランランひろば	☎5486-8333
中根小ランランひろば	☎3723-8555
宮前小ランランひろば	☎3724-9110
* 東山小ランランひろば	☎3713-6630

*6年度から実施の新しいランランひろば

☎放課後子ども対策課放課後子ども事業係
(☎5722-9029、☎5722-9328)